

2012年6月12日(火)

NPO 法人日本エコツーリズム協会

定款変更について

定款 第2章(事業) 第5条に制定の事業の変更について

1. 現状の(1) 特定非営利活動に係る事業 において、
(17) 上記(1)~(16)に付帯する事業

を削除する。

2. 現状の(1) 特定非営利活動に係る事業 において、
(17) 旅行業法に基づく旅行業
(18) 上記(1)~(17)に付帯する事業

を追加する。

参考：

定款 第2章(事業) 第5条 この法人は上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - (1) エコツーリズムに関する資料の収集及び情報提供
 - (2) エコツーリズムを推進していくための調査研究と情報提供
 - (3) エコツーリズムに関する国際会議の主催・共催
 - (4) エコツーリズムに関する全国大会の主催・共催
 - (5) エコツーリズムに関するセミナー・研修会の実施
 - (6) 国内外のエコツーリズム資源の発掘と活用
 - (7) 国内外のエコツーリズムサイトへの視察ツアーの実施
 - (8) エコツーリズムに関する書籍・印刷物の出版及び斡旋
 - (9) エコツーリズムに関わる人々とのネットワークの構築
 - (10) エコツーリズムに関する有識者派遣
 - (11) エコツーリズムに関する書籍の翻訳及び編集業務
 - (12) エコツアー・プログラムに関する認証制度の導入
 - (13) エコツーリズムに関する人材育成研修会の実施
 - (14) エコツーリズムに関連する保険代理店事業
 - (15) エコツーリズムに関する検定及び資格試験事業
 - (16) 寄付及びNPO団体に関する情報収集・提供事業
 - (17) 上記(1)~(16)に付帯する事業